

令和8年度の空家等に関する相談への対応

空家等に関する相談については、空家等の利活用全般や老朽危険空家等に関する内容は建設部都市計画課が、空き家バンクの利用等に関する内容は、企画部移住推進課が窓口となります。

相談内容が相談を受付けた部署以外の所管である場合には、窓口となった部署より担当課に情報提供を行い、対応策を回答します。

・老朽危険空家等

・空家の利活用全般について

建設部

都市計画課（空家対策係）

- 空家等の維持管理に関する事項
 - 除却に関する事項
 - 特定空家等に関する事項
 - 空家等の利活用全般に関する事項
- ※連絡先の分からない危険な空家や相談先（担当部署）が不明な場合は空家対策係までご連絡ください

・空き家バンクの利用等について

企画部

移住推進課

- 空き家バンクに関する事項
- 空家等の改修に関する事項
- 移住・定住に関する事項

建設部

建設道路課

- 市道の管理に関する事項（空家等により道路交通の支障となる場合）

環境部

衛生課

- 空家等へのごみ（不法投棄）に関する事項
- 衛生害虫等に関する事項

環境部

環境政策課

- 草木の繁茂に関する事項

防災危機管理課

- 防災に関する事項

財務部

課税課

- 固定資産税に関する事項

消防本部

予防課

- 火災予防に関する事項

連絡先 0897-56-5151（代表）
0897-52-1521（空家対策係直通）